

被保険者証などの更新時期です

後期高齢者医療

被保険者証

新しい被保険者証は、みどり色です。7月末までに郵送します。令和4年中の所得に応じて、医療機関で支払う自己負担割合が1割から3割となります。

後期高齢者医療限度額適用

・標準負担額減額認定証
令和5年度市民税非課税世帯の方へ申請により交付します。対象の方には申請書を郵送します。

※現在お持ちで、8月以降も対象となる方へは、被保険者証と一緒に認定証を郵送します。



後期高齢者医療限度額適用認定証

自己負担割合が3割の方で所得要件に該当する方へ申請により交付します。対象の方には申請書を郵送します。

※現在お持ちで、8月以降も対象となる方へは、被保険者証と一緒に認定証を郵送します。

ご注意ください!

市職員がご自宅を訪問し、古い証を回収することはありません。古い証はご自身で判断して破棄してください。不審な訪問を受けた場合は、古い証は渡さずに、ご連絡ください。

問合せ

市民保険課 ☎89・2159
地域局市民福祉課
☎73・2114

マル福カード

マル福カードは、8月1日(火)に更新されます。

対象

- ・乳幼児、小中学生および高校生など
- ・ひとり親家庭の児童
- ・身体障害者手帳1〜3級または療育手帳Aをお持ちの社会保険本人
- ・65歳以上で身体障害者手帳4〜6級をお持ちの方

※対象区分によっては所得制限があります。制限額を超えて対象とならない方には、非該当通知を送ります。



手続きが不要な方

令和5年度(4年中)の所得確認ができ、引き続き該当となる方には8月1日(火)から使えるマル福カードを7月末までに郵送します。

手続きが必要な方

- ・新たに該当する方
- ・令和5年度(4年中)の申告状況や所得確認ができない方

※手続きが必要な方には、後日郵送で通知します。

◆次の方はご相談ください

65歳以上で身体障害者手帳4〜6級をお持ちで、マル福カードを持っていない方

国民健康保険や社会保険などの被扶養者の方で、ご本人や同一世帯のご家族の所得金額が基準額を超えていなければ、マル福カードを交付し、医療費の自己負担額を全額助成します。

問合せ 市民保険課

☎89・2159

地域局市民福祉課

☎73・2114

※県外の医療機関で受診した場合、申請により、お支払いになった医療費の自己負担分を、後日振り込みます。

令和5年8月から子ども*の医療費が全額助成になります

医療機関を受診する際は、新しいマル福カードを必ず提示してください。

※18歳に達する日以後の最初の3月31日まで